第5回 四日市市農業委員会月例総会議事録

- I 開催日時 令和5年12月15日(金)9時30分~11時10分
- Ⅱ 開催場所 四日市市農業センター本館 会議室
- Ⅲ 出席者
 - 1 委員

会長 印豊田忠篤、副会長 ⑥岡本萬里子、副会長 ③伊藤豪俊、

- ①森 勇志、②稲垣孝義、④野呂昌見、⑦川村 彰、⑧加藤 剛、
- ⑨清水 透、⑩奥山邦典、⑬伊藤 元、⑭矢田敏秋、⑮永尾敏昭、
- (II) 古市ひとみ、(II) 鎌田隆郎、(II) 五十嵐和壽
- 2 事務局

局長 石田、局次長 飯田、副参事 前田 局員 清水

- IV 欠席委員 ⑫山中博昭、⑬岡 良浩
- V 傍聴者 なし
- VI 議事内容
 - 1 午前9時30分、豊田会長が開会を宣言
 - 2 豊田会長が、委員定数 18 名中 16 名が出席しているため、本月例総会が有効に成立していることを報告。
 - 3 豊田会長が議事録署名者に加藤剛、矢田敏秋 両委員を指名。
 - 4 議事に入る
 - (1) 報告案件第1号から第5号

会長 報告案件を上程しま

報告案件を上程します。報告案件第 1 号から第 5 号を事務局より説明してください。

副参事

報告案件第1号から第5号について、一括して説明します。

報告第 1 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出について説明します。報告書 1 頁から 5 頁にかけて記載されているとおりです。合計で 21 件、62 筆、51,225.18 ㎡の届出がございました。21 件の届出事由は、相続が 18 件、持分放棄が 2 件、遺贈が 1 件です。

次に報告第2号農地法第4条の規定による転用届出については、報告書6頁に記載されているとおりです。合計で3件、5筆、2,271㎡の届出がございました。なお、この3件は、届出以前に転用行為が行われていることから始末書が添付されています。

次に報告第3号農地法第5条の規定による転用届出のうち所有権移転(売買)については、報告書7頁から10頁にかけて記載されているとおりです。合計で14件、31筆、9,061㎡の届出がござ

いました。なお、現況が農地以外の案件については、届出以前に転 用行為が行われていることから始末書が添付されています。

次に報告第4号農地法第5条の規定による届出取消願のうち所有権移転(売買)については、報告書10頁に記載されているとおりです。合計で3件、3筆、496㎡の届出がございました。

次に報告第5号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、11頁から12頁にかけて記載されているとおりです。合計で10件、25筆、34,650㎡です。これは、農地の賃貸借契約を解約する際に、貸人と借人双方で合意解約に至ったことについて、農業委員会に通知があったものです。解約事由及び合意年月日は報告書記載のとおりです。説明は以上となります。

会長

事務局より説明がありましたが、内容についてご質問やご意見 等ございますか。

特にないようですので、原案どおり承認したいと思いますが、ご 異議ございませんか。異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 異議ないものと認めて承認いたします(全会一致で承認)。

(2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請 所有権移転(売買) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請 所有権移転(贈与)

会長 議案第1号及び第2号を上程します。事務局から説明をお願い します。

副参事

まず議案第1号を説明します。農地を耕作する目的で、売買により所有権移転を行うための申請が6件ございました。

羽津地区 79 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行うための申請です。位置図は1頁です。譲受人は農作業歴 40 年程度で、子と 2 人で営農されています。権利取得後は、露地野菜を栽培する計画です。

羽津地区80番は、譲渡人は亡くなっておられ、その方の相続財産管理人と譲受人から申請書が提出されたもので、譲受人へ売買を行うための申請です。位置図は2頁です。北部ブロック会議では、譲受人が所有する農地の中に、資材置場に転用されている農地があり、全部効率利用の観点から農地への復元指導を行っており、月例総会前日までに是正されないのであれば、申請を取り下げるよう申請者と協議していることを説明しましたが、昨日、問題となっていた農地については復元されたことを確認しましたので、農地取得の要件として問題ないことを申し上げます。譲受人は農作

業歴 40 年程度で、妻と 2 人で営農されています。権利取得後は、 イモ類を栽培する計画です。

三重地区 76 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行うための申請です。位置図は 3 頁です。譲受人は新規営農となりますが、家庭菜園の経験は 20 年程度あります。自宅に隣接する申請地を取得し、露地野菜を栽培する計画です。農作業はお一人で行います。

県地区82番は、譲渡人から譲受人へ売買を行うための申請です。 位置図は4頁です。譲受人は農作業歴40年程度で、妻と2人で営 農されています。譲受人は以前から申請地を借り入れて牧草を栽 培しており、権利取得後も牧草を栽培する計画です。

四郷地区 78 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行うための申請です。位置図は 5 頁です。譲受人は農作業歴 20 年程度で、子と 2 人で営農されています。譲渡人は令和 3 年に申請地を相続しましたが、土地の管理は譲受人が行っています。

楠地区81番は、譲渡人から譲受人へ売買を行うための申請です。 位置図は6頁です。譲受人は農作業歴15年程度で、夫と子との3 人で営農されています。議案書記載の耕作面積はすべて鈴鹿市内 の農地です。鈴鹿市農業委員会が発行した耕作証明書が添付され ています。

次に議案第2号について説明します。農地を耕作する目的で、贈与により所有権移転を行うための申請が2件ございました。

三重地区 77 番は、譲渡人から譲受人へ贈与を行うための申請です。位置図は 7 頁です。譲受人は農作業歴 13 年程度で、母親と 2 人で営農されています。権利取得後は水稲を作付けする計画です。

内部・河原田地区 68 番は、譲渡人から譲受人へ贈与を行うための申請です。位置図は 8 頁と 9 頁です。譲受人は農作業歴 20 年程度で、姉夫妻と 3 人で営農されています。権利取得後は田については水稲、畑については露地野菜をそれぞれ栽培する計画です。

以上のとおり農地法第3条の規定による8件の申請のうち、三重地区76番を除く7件は、いずれも権利を取得しようとする者が、現在、所有又は借受けている農地について適切に耕作管理していることを農家台帳等で確認しています。また、権利取得後も農機具の保有状況や必要な農作業への従事状況などから適切に耕作管理していくが見込まれ、申請地周辺の農地利用に支障がないと考えられます。また、三重地区76番は新規就農ですので、営農計画書を提出していただき、その営農計画を達成する上で必要な農作

業への従事予定日数や農作業に必要な器具の確保状況から適切に 耕作管理していくが見込まれ、申請地周辺の農地利用に支障がないと考えられます。このことから各案件については、農地法第3条第2項各号に掲げる不許可事由に該当しないため、許可相当であると考えられますので、ご審議いただくようお願いします。

会長

事務局より説明がありましたが、内容についてご質問やご意見 等ございますか。

特にご意見がないように思います。この案件を原案どおり承認 したいと思いますが、よろしいでしょうか。異議のない方は挙手を お願いします。

(全員挙手)

会長 異議ないものと認めて承認いたします(全会一致で承認)。

(3) 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請 賃借権設定

会長

議案第3号を上程します。事務局から説明をお願いします。水沢地区3~6番の案件につきましては、五十嵐委員が関係者として関わっております。そのため、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、議事に参与することが制限されますので、委員にいったん退出いただいたうえで議案について審議をさせていただきます。審議後、五十嵐委員に入室していただきます。それでは、五十嵐委員に退席していただきます。

(五十嵐委員 退席)

会長

それでは、事務局より説明をお願いします。

副参事

農地を耕作する目的で、賃借権を設定するための申請が 4 件ご ざいました。

水沢地区 3~6 番は、貸人と借人が 10 年間の賃借権を設定するための申請です。位置図は 10~13 頁です。借人は平成 28 年に設立された法人です。農業従事者は代表取締役の方ですが、20 年程度の農作業歴があります。臨時的に父親も営農に加わることも予定されています。申請地のうち現況が田の土地では水稲栽培、畑及び樹園地ではぶどうを栽培する計画です。申請地のうち現況が水田は一般法人が借り受けて水稲を作付けしていましたが、全て解約されて、借り受ける法人に経営を移譲していきます。将来的には当該法人が、農地所有適格法人の要件を満たすことを前提に農地の取得を検討しています。

以上のとおり農地法第3条の規定による4件の申請は、新たに 営農されることから営農計画書を提出いただき、必要な農作業へ の従事予定日数や農業用機械の確保状況から適切に耕作管理していくが見込まれ、申請地周辺の農地利用に支障がないと考えられます。このことから各案件については、農地法第3条第2項各号に掲げる不許可事由に該当しないため、許可相当であると考えられますので、ご審議いただくようお願いします。

会長

事務局より説明がありましたが、内容についてご質問やご意見 等ございますか。

特にご意見がないように思います。この案件を原案どおり承認 したいと思いますが、よろしいでしょうか。異議のない方は挙手を お願いします。

(全員挙手)

会長

異議ないものと認めて承認いたします (全会一致で承認)。 それでは、五十嵐委員に入室していただきます。

(五十嵐委員 入室、着席)

(4) 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請 使用貸借権設定

会長

議案第4号のうち営農型太陽光発電設備関係を除く2件を上程します。そのうち川島地区6番の案件につきましては、清水委員が関係者として関わっております。そのため、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、議事に参与することが制限されますので、委員にいったん退出いただいたうえで議案について審議をさせていただきます。審議後、清水委員に入室していただきます。それでは、清水委員に退席していただきます。

(清水委員 退席)

会長

それでは、事務局より説明をお願いします。

副参事

農地を耕作する目的で、使用貸借権を設定するための申請です。 川島地区6番は、貸人と借人が5年間の使用貸借権を設定するための申請です。位置図は14頁です。借人は農作業歴5年程度で、 夫と両親との計4人で営農しています。権利設定後はブルーベリーを栽培する計画です。

以上のとおり農地法第3条に基づく本申請は、権利を取得しようとする者が、現在、所有又は借受けている農地について適切に耕作管理していることを農家台帳等で確認しています。また、権利取得後も農機具の保有状況や必要な農作業への従事状況などから適切に耕作管理していくが見込まれ、申請地周辺の農地利用に支障がないと考えられます。このことから当該案件については、農地法第3条第2項各号に掲げる不許可事由に該当しないため、許可相

会長

当であると考えられますので、ご審議いただくようお願いします。 事務局より説明がありましたが、内容についてご質問やご意見 等ございますか。

特にご意見がないように思います。この案件を原案どおり承認 したいと思いますが、よろしいでしょうか。異議のない方は挙手を お願いします。

(全員举手)

会長

異議ないものと認めて承認いたします (全会一致で承認)。それでは、清水委員に入室していただきます。

(清水委員 入室、着席)

会長 副参事 次に水沢地区8番の説明を事務局からお願いします。

水沢地区8番は、貸人と借人が20年間の使用貸借権を設定する ための申請です。位置図は18頁です。借人は農作業歴10年程度 で、両親と3人で営農されています。権利設定後は茶を栽培する計 画です。

以上のとおり農地法第3条に基づく本申請は、権利を取得しようとする者が、現在、所有又は借受けている農地について適切に耕作管理していることを農家台帳等で確認しています。また、権利取得後も農機具の保有状況や必要な農作業への従事状況などから適切に耕作管理していくが見込まれ、申請地周辺の農地利用に支障がないと考えられます。このことから当該案件については、農地法第3条第2項各号に掲げる不許可事由に該当しないため、許可相当であると考えられますので、ご審議いただくようお願いします。事務局より説明がありましたが、内容についてご質問やご意見

会長

事務局より説明がありましたが、内容についてご質問やご意見 等ございますか。

特にご意見がないように思います。この案件を原案どおり承認 したいと思いますが、よろしいでしょうか。異議のない方は挙手を お願いします。

(全員挙手)

会長 異議ないものと認めて承認いたします(全会一致で承認)。

(5) 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請(使用貸借権設定)

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請(地上権設定)

議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請(賃借権設定)

会長

議案第4号、第5号及び議案第9号のうち営農型太陽光発電設備にかかる案件を上程します。事務局より説明してください。

副参事

営農型太陽光発電設備を設置するための申請が 8 件ございまし

6/20

たので、関連議案を一括して説明します。

1件目を説明します。議案第4号の川島地区10番、議案第5号 の川島地区7番、議案第9号の川島地区12番は関連がありますの で、一括して説明します。これら3件の申請は、営農しながら上部 空間に営農型太陽光発電設備を設置して、その下部で榊を栽培す るため必要となる農地法関係の一連の手続きとなります。申請内 容を順に説明します。まず、議案第4号の「農地法第3条の規定 による許可申請(使用貸借権設定)」は耕作するための権利設定で、 川島地区 10 番は、貸人と借人が 20 年間の使用貸借権を設定する ための申請です。位置図は 15 頁です。借受人は平成 23 年に設立 された法人で、社員11名で営農されています。東京都青梅市に本 社があり、青梅市で認定農業者となっております。三重県内では津 市で1名を雇用し、もう1名が青梅市と三重県を行き来して計2 人で耕作をしています。また臨時雇用として、各地で障害者施設か ら数十名を雇用しています。市内でも農福連携を検討したようで すが、賃金の高騰もあり現状では社員のみで耕作しています。圃場 は青梅市が中心ですが、茨城県つくば市、埼玉県入間市、日高市、 福島県いわき市、徳島県三好市、東みよし町、阿波市、静岡県浜松 市、湖西市及び三重県津市にあり、太陽光発電事業者と提携して営 農型太陽光発電事業で榊を栽培しています。各市町の耕作証明書 が添付されています。県内では津市安濃町に事業所を設置してい ます。市内の事務所設置についても検討しているそうです。同法人 が現状で榊を生産し出荷しているのは青梅市の圃場のみです。他 の圃場については生育中であり、植えてから5~6年程度で収穫で きるようになるそうです。現在は契約農家から仕入れた榊と自社 で生産した榊を併せて出荷しており、大手のホームセンターやス ーパーマーケットに年に約16万東を出荷しています。今後は自社 生産を中心にしていく計画です。市内では、小山田地区、水沢地区、 桜地区を中心に太陽光発電事業者が営業を行っており今後も圃場 の拡大を予定しています。中国産と同等の値段で中国産よりも日 持ちのする榊を出荷できることから相当の需要は見込めるとのこ とで、現在のところ経営面積拡大の上限は定めず、圃場を拡大して いく意向です。借受人は他の案件も同一ですので、これ以降の案件 では説明を割愛します。次に、申請地において営農型太陽光発電設 備を設置するための転用申請が議案第9号の「農地法第5条の規 定による許可申請(賃借権設定)」です。川島地区12番は、貸人と

借人が10年間の賃借権設定を行います。農地区分は農用地区域内 農地です。農用地区域内農地は原則不許可となりますが、不許可の 例外として、一時的な転用であれば許可できるものです。 借人は平 成29年に設立された法人で、太陽光発電事業や塗装工事・内装工 事業を営んでいます。転用面積は、引き込み柱1本と支柱48本の 面積の合計 0.23 ㎡です。太陽光発電パネルを設置し、その下部で 榊の栽培を行うものです。土地造成は整地のみです。排水は雨水の みで、自然浸透で処理する計画です。太陽光発電協会の事業計画認 定通知、中部電力への電力系統連係申込み書類の写しが添付され ています。一時転用であるため、農地復元計画書が添付されていま す。申請地の耕作者は青梅市で認定農業者となっており、10年間 の一時転用が認められます。荒廃農地を復元する営農型太陽光発 電です。さらに、発電設備設置者と営農者が異なりますので、農地 の上に設置した発電設備を利用するための権利設定が、議案第5号 「農地法第3条の規定による許可申請(地上権設定)」になります。 川島地区7番は、先ほどの発電設備設置者が所有者との間で、地 上権を設定するための申請です。地上権設定期間は10年間です。 2件目について説明します。議案第4号の桜地区7番、議案第5 号の桜地区 2 番、議案第 9 号の桜地区 10 番は関連がありますの で、一括して説明します。これら3件の申請は、農地の上部空間に 営農型太陽光発電設備を設置して、その下部で榊を栽培するため 必要となる農地法関係の一連の手続きとなります。申請内容を順 に説明します。まず、議案第4号の「農地法第3条の規定による 許可申請(使用貸借権設定)」は耕作するための権利設定で、桜地 区7番は、貸人と借人が20年間の使用貸借権を設定するための申 請です。位置図は16頁です。次に、申請地において営農型太陽光 発電設備を設置するための転用申請が議案第9号の「農地法第5 条の規定による許可申請(賃借権設定)」です。 桜地区 10 番は、貸 人と借人が 10 年間の賃借権設定を行います。農地区分は農用地区 域内農地です。農用地区域内農地は原則不許可となりますが、不許 可の例外として、一時的な転用であれば許可できるものです。借人 は、平成13年に設立された法人で、太陽光発電事業やエネルギー 資源の開発業等を営んでいます。転用面積は、引き込み柱 1 本と 支柱80本の面積の合計0.38㎡です。太陽光発電パネルを設置し、 その下部で榊の栽培を行うものです。土地造成は整地のみです。排 水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。太陽光発電協会の

事業計画認定通知、中部電力への電力系統連係申込み書類の写しが添付されています。10年間の一時転用であるため、農地復元計画書が添付されています。荒廃農地を復元する営農型太陽光発電です。さらに、発電設備設置者と営農者が異なりますので、農地の上に設置した発電設備を利用するための権利設定が、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請(地上権設定)」になります。桜地区2番は、先ほどの発電設備設置者が所有者との間で、地上権を設定するための申請です。地上権設定期間は10年間です。

3件目について説明します。議案第4号の小山田地区9番、議案 第5号の小山田地区8番、議案第9号の小山田地区13番は関連が ありますので、一括して説明します。これら3件の申請は、農地の 上部空間に営農型太陽光発電設備を設置して、その下部で榊を栽 培するため必要となる農地法関係の一連の手続きとなります。申 請内容を順に説明します。まず、議案第4号の「農地法第3条の 規定による許可申請(使用貸借権設定)」は耕作するための権利設 定で、小山田地区 9 番は、貸人と借人が 20 年間の使用貸借権を設 定するための申請です。位置図は17頁です。次に、申請地におい て営農型太陽光発電設備を設置するための転用申請が議案第 9 号 の「農地法第5条の規定による許可申請(賃借権設定)」です。小 山田地区13番は、貸人と借人が10年間の賃借権設定を行います。 農地区分は農用地区域内農地です。農用地区域内農地は原則不許 可となりますが、不許可の例外として、一時的な転用であれば許可 できるものです。借受人は平成29年に設立された法人で、太陽光 発電事業や塗装工事・内装工事業を営んでいます。転用面積は、引 き込み柱 1 本と支柱 64 本の面積の合計 0.31 m²です。太陽光発電 パネルを設置し、その下部で榊の栽培を行うものです。土地造成は 整地のみです。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。 太陽光発電協会の事業計画認定通知、中部電力への電力系統連係 申込み書類の写しが添付されています。10年間の一時転用である ため、農地復元計画書が添付されています。荒廃農地を復元する営 農型太陽光発電です。さらに、発電設備設置者と営農者が異なりま すので、農地の上に設置した発電設備を利用するための権利設定 が、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請(地上権設 定)」になります。小山田地区8番は、先ほどの発電設備設置者が 所有者との間で、地上権を設定するための申請です。地上権設定期 間は10年間です。

4件目について説明します。議案第4号の水沢地区11番、議案 第5号の水沢地区9番、議案第9号の水沢地区14番は関連があり ますので、一括して説明します。これら3件の申請は、農地の上部 空間に営農型太陽光発電設備を設置して、その下部で榊を栽培す るため必要となる農地法関係の一連の手続きとなります。申請内 容を順に説明します。まず、議案第4号の「農地法第3条の規定 による許可申請 (使用貸借権設定)」は耕作するための権利設定で、 水沢地区 11 番は、貸人と借人が 20 年間の使用貸借権を設定する ための申請です。位置図は19頁です。次に、申請地において営農 型太陽光発電設備を設置するための転用申請が議案第9号の「農 地法第5条の規定による許可申請(賃借権設定)」です。水沢地区 14番は、貸人と借人が10年間の賃借権設定を行います。農地区分 は農用地区域内農地です。農用地区域内農地は原則不許可となり ますが、不許可の例外として、一時的な転用であれば許可できるも のです。借人は、平成2年に設立された法人で、太陽光発電事業や 自動車部品や金型の製造業等を営んでいます。転用面積は、引き込 み柱 1 本と支柱 62 本の面積の合計 0.30 m²です。太陽光発電パネ ルを設置し、その下部で榊の栽培を行うものです。土地造成は整地 のみです。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。太陽 光発電協会の事業計画認定通知、中部電力への電力系統連係申込 み書類の写しが添付されています。10年間の一時転用であるため、 農地復元計画書が添付されています。荒廃農地を復元する営農型 太陽光発電です。さらに、発電設備設置者と営農者が異なりますの で、農地の上に設置した発電設備を利用するための権利設定が、議 案第5号「農地法第3条の規定による許可申請(地上権設定)」に なります。水沢地区 9 番は、先ほどの発電設備設置者が所有者と の間で、地上権を設定するための申請です。地上権設定期間は10 年間です。

5件目について説明します。議案第4号の水沢地区12番、議案第5号の水沢地区10番、議案第9号の水沢地区15番は関連がありますので、一括して説明します。これら3件の申請は、農地の上部空間に営農型太陽光発電設備を設置して、その下部で榊を栽培するため必要となる農地法関係の一連の手続きとなります。申請内容を順に説明します。まず、議案第4号の「農地法第3条の規定による許可申請(使用貸借権設定)」は耕作するための権利設定で、水沢地区12番は、貸人と借人が20年間の使用貸借権を設定

するための申請です。位置図は11頁です。次に、申請地において 営農型太陽光発電設備を設置するための転用申請が議案第9号の 「農地法第5条の規定による許可申請(賃借権設定)」です。水沢 地区 15 番は、貸人と借人が 10 年間の賃借権設定を行います。農 地区分は農用地区域内農地です。農用地区域内農地は原則不許可 となりますが、不許可の例外として、一時的な転用であれば許可で きるものです。借人は、平成 13 年に設立された法人で、太陽光発 電事業やエネルギー資源の開発業等を営んでいます。転用面積と パネル設置枚数は、引き込み柱1本と支柱78本の面積の合計0.37 m²です。太陽光発電パネルを設置し、その下部で榊の栽培を行うも のです。土地造成は整地のみです。排水は雨水のみで、自然浸透で 処理する計画です。太陽光発電協会の事業計画認定通知、中部電力 への電力系統連係申込み書類の写しが添付されています。10年間 の一時転用であるため、農地復元計画書が添付されています。さら に、発電設備設置者と営農者が異なりますので、農地の上に設置し た発電設備を利用するための権利設定が、議案第5号「農地法第3 条の規定による許可申請(地上権設定)」になります。水沢地区 10 番は、先ほどの発電設備設置者が所有者との間で、地上権を設定す るための申請です。地上権設定期間は10年間です。

6件目について説明します。議案第4号の水沢地区13番、議案 第 5 号の水沢地区 11 番、議案第 9 号の水沢地区 16 番は関連があ りますので、一括して説明します。これら3件の申請は、農地の上 部空間に営農型太陽光発電設備を設置して、その下部で榊を栽培 するため必要となる農地法関係の一連の手続きとなります。申請 内容を順に説明します。まず、議案第4号の「農地法第3条の規 定による許可申請(使用貸借権設定)」は耕作するための権利設定 で、水沢地区 13 番は、貸人と借人が 20 年間の使用貸借権を設定 するための申請です。位置図は20頁です。次に、申請地において 営農型太陽光発電設備を設置するための転用申請が議案第9号の 「農地法第5条の規定による許可申請(賃借権設定)」です。水沢 地区 16 番は、貸人と借人が 10 年間の賃借権設定を行います。農 地区分は農用地区域内農地です。農用地区域内農地は原則不許可 となりますが、不許可の例外として、一時的な転用であれば許可で きるものです。借人は、平成13年に設立された法人で、太陽光発 電事業やエネルギー資源の開発業等を営んでいます。転用面積は、 引き込み柱 1 本と支柱 82 本の面積の合計 0.39 ㎡です。太陽光発

電パネルを設置し、その下部で榊の栽培を行うものです。土地造成は整地のみです。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。太陽光発電協会の事業計画認定通知、中部電力への電力系統連係申込み書類の写しが添付されています。10年間の一時転用であるため、農地復元計画書が添付されています。さらに、発電設備設置者と営農者が異なりますので、農地の上に設置した発電設備を利用するための権利設定が、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請(地上権設定)」になります。水沢地区11番は、先ほどの発電設備設置者が所有者との間で、地上権を設定するための申請です。地上権設定期間は10年間です。

7件目について説明します。議案第4号の水沢地区14番、議案 第5号の水沢地区12番、議案第9号の水沢地区17番は関連があ りますので、一括して説明します。これら3件の申請は、農地の上 部空間に営農型太陽光発電設備を設置して、その下部で榊を栽培 するため必要となる農地法関係の一連の手続きとなります。申請 内容を順に説明します。まず、議案第4号の「農地法第3条の規 定による許可申請(使用貸借権設定)」は耕作するための権利設定 で、水沢地区 14 番は、貸人と借人が 20 年間の使用貸借権を設定 するための申請です。位置図は20頁です。次に、申請地において 営農型太陽光発電設備を設置するための転用申請が議案第9号の 「農地法第5条の規定による許可申請(賃借権設定)」です。水沢 地区 17 番は、貸人と借人が 10 年間の賃借権設定を行います。位 置図は20頁です。農地区分は農用地区域内農地です。農用地区域 内農地は原則不許可となりますが、不許可の例外として、一時的な 転用であれば許可できるものです。借人は、平成 13 年に設立され た法人で、太陽光発電事業やエネルギー資源の開発業等を営んで います。転用面積は、引き込み柱 1 本と支柱 72 本の面積の合計 0.34 ㎡です太陽光発電パネルを設置し、その下部で榊の栽培を行 うものです。土地造成は整地のみです。排水は雨水のみで、自然浸 透で処理する計画です。太陽光発電協会の事業計画認定通知、中部 電力への電力系統連係申込み書類の写しが添付されています。10 年間の一時転用であるため、農地復元計画書が添付されています。 荒廃農地を復元する営農型太陽光発電です。さらに、発電設備設置 者と営農者が異なりますので、農地の上に設置した発電設備を利 用するための権利設定が、議案第5号「農地法第3条の規定によ る許可申請(地上権設定)」になります。水沢地区12番は、先ほど

の発電設備設置者が所有者との間で、地上権を設定するための申請です。地上権設定期間は10年間です。

8件目について説明します。議案第4号の水沢地区15番、議案 第5号の水沢地区13番、議案第9号の水沢地区18番は関連があ りますので、一括して説明します。これら3件の申請は、農地の上 部空間に営農型太陽光発電設備を設置して、その下部で榊を栽培 するため必要となる農地法関係の一連の手続きとなります。申請 内容を順に説明します。まず、議案第4号の「農地法第3条の規 定による許可申請(使用貸借権設定)」は耕作するための権利設定 で、水沢地区 15 番は、貸人と借人が 20 年間の使用貸借権を設定 するための申請です。位置図は20頁です。次に、申請地において 営農型太陽光発電設備を設置するための転用申請が議案第 9 号の 「農地法第5条の規定による許可申請(賃借権設定)」です。水沢 地区 18 番は、貸人と借人が 10 年間の賃借権設定を行います。農 地区分は農用地区域内農地です。農用地区域内農地は原則不許可 となりますが、不許可の例外として、一時的な転用であれば許可で きるものです。借人は、平成 13 年に設立された法人で、太陽光発 電事業やエネルギー資源の開発業等を営んでいます。転用面積は、 引き込み柱 1 本と支柱 80 本の面積の合計 0.38 ㎡です。太陽光発 電パネルを設置し、その下部で榊の栽培を行うものです。土地造成 は整地のみです。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画で す。太陽光発電協会の事業計画認定通知、中部電力への電力系統連 係申込み書類の写しが添付されています。10年間の一時転用であ るため、農地復元計画書が添付されています。荒廃農地を復元する 営農型太陽光発電です。さらに、発電設備設置者と営農者が異なり ますので、農地の上に設置した発電設備を利用するための権利設 定が、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請(地上権 設定)」になります。水沢地区 13 番は、先ほどの発電設備設置者が 所有者との間で、地上権を設定するための申請です。地上権設定期 間は10年間です。

以上のとおり営農型太陽光発電設備設置にかかる 8 件に申請について、法令要件を満たしていると考えられますので、ご審議をお願いいたします。

会長

事務局より説明がありましたが、内容についてご質問やご意見 等ございますか。

伊藤元|

説明で出てきました一時転用という言葉ですが、そもそも一時

委員

転用はどのような内容ですか。

副参事

一時転用は一定期間だけ転用行為を特別に認めて、その期間経 過後は農地に復元することを条件に許可するような内容です。

伊藤元 委員

基本的にそうだと思いますが、その期間は 3 年と決められてい たと思いますが。

副参事

営農型太陽光発電の転用期間 10 年というのは特例で、それ以外は 3 年以内というのが原則となります。基本的には農地用区域内での一時転用を想定して基準が定められていて、農用地区域内は農業を行う区域ですので、そこで長期間転用行為が行われると周辺農地への影響も大きいことから 3 年という期間が決められています。

伊藤元 委員 一時転用期間が3年というのが基本的な考えですが、営農型太陽光発電に関しては10年ですが、10年間を一時転用とする言葉の解釈や使い方に違和感があります。これも国で決めたことなのですが、10年を一時転用とする使い方は不向きではないかと考えます。

会長

他にご意見ございますか。

特にご意見がないように思います。この案件を原案どおり承認 したいと思いますが、よろしいでしょうか。異議のない方は挙手を お願いします。

(全員举手)

会長 異

異議ないものと認めて承認いたします。(全会一致で承認)

(6) 議案第6号 農地法第3条の規定による許可取消願 所有権移転(売買) 会長 議案第6号を上程します。事務局より説明をお願いします。

副参事

県地区9番は、令和4年10月20日付で許可された案件ですが、 申請者から許可取消願が提出されました。位置図は21頁です。取 消理由は温室として利用する計画を中止したためです。許可後に 所有権移転の登記も行われておらず、また、取消に至る理由もやむ を得ないものと思われますので、ご審議をお願いします。

会長

事務局より説明がありましたが、内容についてご質問やご意見 等ございますか。

特にご意見がないように思います。この案件を原案どおり承認 したいと思いますが、よろしいでしょうか。異議のない方は挙手を お願いします。

(全員挙手)

会長

異議ないものと認めて承認いたします。(全会一致で承認)

(7) 議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請

会長

議案第2号を上程します。県地区7番の案件につきましては、加藤委員が関係者として関わっております。そのため、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、議事に参与することが制限されますので、委員にいったん退出いただいたうえで議案について審議をさせていただきます。審議後、加藤委員に入室していただきます。それでは、加藤委員に退席していただきます。

(加藤委員 退席)

会長

それでは、事務局より説明をお願いします。

副参事

県地区 7 番は、申請者が自ら転用し、農業用倉庫用地とするための申請です。位置図は 22 頁です。農地区分は、農用地区域内農地です。農用地区域内では原則不許可となりますが、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れのない農業用施設に該当するため、例外的に許可要件を満たします。転用許可申請に先立ちまして、農用地区域内で農業用施設が建築できるよう、農振法に基づき用途区分変更に関する手続きが行われ、農業用施設用地として用途区分変更手続きが完了しています。転用理由は、経営規模の拡大により既存の農業用倉庫では手狭となり、新たに農業用倉庫を建築する必要性が生じたためです。敷地内には農業用倉庫のほかに、育苗ハウスを設置し、残りのスペースは農業用機械の置場などとして使用します。土地造成は整地のみ行います。排水は雨水のみで自然浸透で処理する計画です。現地は既に砕石が敷かれていることから始末書が添付されています。

以上のとおり農地法第4条の規定による許可申請1件につきまして、書類審査及び現地調査を行った結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議をお願いいたします。

会長

ご意見ご質問がございましたら、ご発言願います。

特にご意見がないように思います。この案件を原案どおり承認 することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員举手)

会長

全員挙手ということで承認をいたします。(全会一致で承認) それでは、加藤委員に入室していただきます。

(加藤委員 入室、着席)

(8) 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請 所有権移転(売買) 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請 賃借権設定

会長 副参事

議案第8号及び議案第9号のうち下野地区11番を上程します。 事務局より説明してください。

農地を転用する目的で、売買により所有権移転を行うための申請が当初 10 件ありましたが、小山田地区 77 番が取り下げられましたので 9 件になります。取り下げによって、合計筆数 18 筆、合計面積 8,009 ㎡、その内訳として田 6,355 ㎡、畑 1,654 ㎡にそれぞれ修正をお願いします。申請案件を順に説明します。

海蔵地区 73 番は、譲渡人から譲受人へ所有権移転を行い、資材置場用地とするための申請です。位置図は 23 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、市街地化している区域に近接する 10ha 未満であるためです。譲受人は昭和 48 年に設立された法人で土木及び建設業を営んでいます。これまで資材置場として利用していた生桑町内の土地を所有者に返還することになり、資材置場用地が不足したため申請に至りました。当該申請地以外で事業目的を達成することができる土地はなかった旨の申述がされており、代替性を確認しております。土地造成は最大 60cm の盛土を行います。排水は雨水のみで自然浸透で処理する計画です。周囲にはコンクリートブロックを設置します。

下野地区 72 番と議案第 9 号下野地区 11 番(賃借権設定)は、 同一事業者が一体的に太陽光発電設備に利用するため、併せて説 明します。下野地区72番は、譲渡人から譲受人へ所有権移転を行 い、また、議案第 9 号の下野地区 11 番は貸人と借人が 20 年間の 賃借権を設定して、所有権移転の面積 2,788 m²と賃借権設定の面 積 1,659 ㎡を合わせた全体面積 4,447 ㎡を太陽光発電設備用地に 転用するための申請です。位置図は24頁です。農地区分は第2種 農地です。その判断根拠は、農用地区域以外の農地で第1種、第3 種のいずれにも該当しない小規模な一団の農地であるためです。 譲受人は、平成20年に設立された法人で、太陽光発電事業を営ん でいます。当該申請地以外で事業目的を達成することができる土 地はなかった旨の申述がされており、代替性を確認しております。 土地造成は整地のみで、真ん中の農道を挟んで東西に位置する申 請地に太陽光パネルを並べ、周囲には 1.5m のフェンスを設置しま す。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。固定価格買 取制度を利用するもので、再生可能エネルギー特別措置法に基づ く事業計画認定通知書と中部電力の電力系統連係についての通知 書が提出されており、事業計画が認定されていることを確認して

います。

なお、この案件は転用面積が 3,000 ㎡を超えるため、北部ブロック会議当日に現地調査を行いました。現地調査において、発電事業者から事業計画について説明を受けました。現地は農地として維持管理されている状態でしたが、今回の転用行為によって、申請地の周辺農地に影響を及ぼすものではないことを確認していただきました。

また、3,000 ㎡を超えている案件は、法の規定に基づき三重県農業会議に意見を聴くことになっていますので、12月11日に開催されました三重県農業会議常設審議委員会に諮問させていただき、許可相当であるとの意見をいただいています。

神前地区 76 番は、譲渡人から譲受人へ所有権移転を行い、一般個人住宅用地とするための申請です。位置図は 25 頁です。農地区分は第 1 種農地です。その判断根拠は、10ha 以上の一団農地が形成されているためです。今回は集落に接続して設置される住宅であるため、例外的に許可できる要件を満たします。土地造成は盛土を行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水に関して、雨水は西側側溝へ排水し、汚水・生活雑排水はコミュニティプラントに接続し排水する計画です。市街化区域内に建築可能な土地がないこと、申請地以外に転用可能な農地を譲受人が所有していない旨の申述がされており代替性を確認しています。建蔽率は22%以上の基準を満たしています。この案件は都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。

県地区 68 番は、譲渡人から譲受人へ所有権移転を行い、一般個人住宅用地とするための申請です。位置図は 26 頁です。農地区分は第 3 種農地です。その判断根拠は、宅地が連担する区域内にあるためです。土地造成は整地のみ行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水に関し、雨水は西側側溝へ排水、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理後、西側側溝へ排水する計画です。建 蔽率は 22%以上の基準を満たしています。この案件は都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。

県地区74番は、譲渡人から譲受人へ所有権移転を行い、一般個人住宅用地とするための申請です。位置図は26頁です。農地区分は第3種農地です。その判断根拠は、宅地が連担する区域内にあるためです。土地造成は整地のみ行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水に関して、雨水は西側側溝へ排水、汚水・

生活雑排水は合併浄化槽で処理後、西側側溝へ排水する計画です。 建蔽率は 22%以上の基準を満たしています。この案件は都市計画 法に基づく開発許可を必要とする案件です。

県地区 75 番は、譲渡人から譲受人へ所有権移転を行い、一般個人住宅用地とするための申請です。位置図は 27 頁です。農地区分は第 3 種農地です。その判断根拠は、宅地が連担する区域内にあるためです。土地造成は盛土を行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水に関して、雨水は西側側溝へ排水、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理後、西側側溝へ排水する計画です。建 蔽率は 22%以上の基準を満たしています。この案件は都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。

四郷地区 71 番は、譲渡人から譲受人へ所有権移転を行い、太陽 光発電設備用地とするための申請です。位置図は 28 頁です。農地 区分は第 3 種農地です。その判断根拠は、宅地が連担する区域内 にあるためです。譲受人は、令和 4 年に設立された法人で、太陽光 発電事業を営んでいます。土地造成は整地のみ行い、周囲にはフェ ンスを設置します。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画で す。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。小売電気 事業者との電気売買契約書、小売り電気事業の登録通知書、中部電 力への電力系統連係の手続き済みであることがわかる書面が添付 され、事業が確実に実施される見込みがあることを確認しており ます。

内部地区 69 番は、譲渡人から譲受人へ所有権移転を行い、太陽 光発電設備用地とするための申請です。位置図は 8 頁です。農地 区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、市街地化している区域 に近接する 10ha 未満の農地の一団に申請地が存在するためです。 譲受人は、令和 3 年に設立された法人で、太陽光発電事業を営ん でいます。土地造成は整地のみで、周囲にはフェンスを設置しま す。取水はなく、排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。 当該申請地以外で事業目的を達成することができる土地はなかっ た旨の申述がされており、代替性を確認しております。固定価格買 取制度を利用しない太陽光発電事業です。小売電気事業者との電 気売買契約書、小売り電気事業の登録通知書、中部電力への電力系 統連係の手続き済みであることがわかる書面が添付され、事業が 確実に実施される見込みがあることを確認しております。

内部地区70番は、譲渡人から譲受人へ所有権移転を行い、太陽

光発電設備用地とするための申請です。位置図は29頁です。農地区分は第2種農地です。その判断根拠は、市街地化している区域に近接する10ha未満の農地の一団に申請地が存在するためです。譲受人は、令和3年に設立された法人で、太陽光発電事業を営んでいます。土地造成は整地のみで、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。当該申請地以外で事業目的を達成することができる土地はなかった旨の申述がされており、代替性を確認しております。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。小売電気事業者との電気売買契約書、小売り電気事業の登録通知書、中部電力への電力系統連係の手続き済みであることがわかる書面が添付され、事業が確実に実施される見込みがあることを確認しております。

以上のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請のうち所有権移転にかかる 9 件及び賃借権設定にかかる 1 件につきまして、書類審査及び現地調査を行った結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議をお願いいたします。

会長

事務局より説明がありましたが、内容についてご意見やご質問 等ございますか。

特に意見がないようですので採決を取ります。原案どおり承認 することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長

異議ないものと認めて承認いたします。(全会一致で承認)

(9) 議案第10号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願

会長 副参事 議案第10号を上程しますので、事務局より説明してください。 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願については、3件ございました。

八郷地区 19番は、申請人が主たる従事者であったことを証明するものです。都市計画課と農業委員会事務局での面談や農家台帳によって、申請人が病気になる前には農作業に従事していたことを確認しました。

大矢知地区 20 番は、申請人が主たる従事者であったことを証明するものです。都市計画課と農業委員会事務局での面談や農家台帳によって、申請人が病気になる前には農作業に従事していたことを確認しました。残りの生産緑地 3 筆について、今後は申請人のご子息が耕作管理していきます。

楠地区 18 番は、申請人が主たる従事者であったことを証明する ものです。都市計画課と農業委員会事務局での面談や農家台帳に よって、申請人が病気になる前には農作業に従事していたことを 確認しました。残りの生産緑地 3 筆について、今後は申請人の親族 が耕作管理していきます。説明は以上となりますので、ご審議いた だくようお願いいたします。

会長

ご意見ご質問がございましたら、ご発言願います。

特にないようですので、原案どおり承認することに異議のない 方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長

全員挙手ということで承認をいたします。(全会一致で承認)

(7) 議案第11号 農用地利用集積計画(所有権移転)

会長

議案第11号を上程します。事務局より説明をお願いします。

副参事

小山田地区 12 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行う計画です。 位置図は 17 頁です。譲受人の耕作面積は 94,059 ㎡です。譲受人 は現在、水稲を中心に栽培しており、権利取得後も水稲を栽培する 計画です。区域区分に関しては、農用地区域内の農地です。10 a 当 たりの対価については議案書記載のとおりです。説明は以上とな ります。

会長

ご質問がございましたら、ご発言願います。

特にご意見がないように思います。この案件を原案どおり承認 することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員举手)

会長

全員挙手ということで承認をいたします。(全会一致で承認)

- 6 会長、議案の終結を宣言
- 7 11時10分、会長、閉会を宣言
- 8 散会

以上についてこの議事録が真正であることを確認して、署名する。

令和 年 月 日

委員

委員